

## 令和6年度 第4回三重県最低賃金専門部会議事録

- 1 開催日時 令和6年8月2日（金） 13時30分～18時50分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員  
公益代表 西川 昇吾 三好 正人 安井 広伸  
労働者代表 佐橋 洋一 廣瀬 純子 前田 良彦  
使用者代表 栗須百合香 中村 和仁 松井 寿人

### 4 議題

#### (1) 金額検討について

### 5 開 会

#### (指導官)

只今から令和6年度第4回三重県最低賃金専門部会を開会させていただきます。  
先ず、委員の出席状況につきまして、本日は、全員出席いただいております。  
最低賃金審議会令第6条第6項の定足数を満たしておりますことをご報告させていただきます。  
これより議事に入りますが、議事進行につきまして部会長よろしくお願ひいたします。

### 6 議 事

#### (1) 金額検討について

#### (部会長)

令和6年度第4回三重県最低賃金専門部会を開会します。  
本専門部会ですが、公労使の三者が揃い審議する部分は公開し、労・使分かれています。個別に検討する部分は、運営規程第7条但し書きに該当することから非公開とさせていただきます。  
昨日の第3回三重県最低賃金専門部会では、労使双方からご意見を伺った結果は、次のとおりです。  
まず、労働者側委員様の見解ですが、企業経営者として経済状況等を鑑みれば非常に経営状況が厳しいことに関しましては、理解をいたします。当方といたしましては、春闘の結果を踏まえると、賃上げの流れを波及させる必要があると考えます。そのうえで今回、99人以下の企業の平均賃金の妥結額を基に提示させていただきました。ただし、使用者側とは金額の開きがあることは聞いております。引き続き真

摯な審議をお願いします。

続いて使用者側ですが、使用者側委員の先生からは、この二日間で、県内の中小零細企業の状況について説明をしまいいりました。これまでに金額の提示をしてきたところではありますが、今までにもデータに基づいて、金額面で限界を超える数字を提示してきたところではあります。提示金額に対して労働者側との金額の開きがあることは承知しております。残り明日一日でどのようなところで決着するかではありますが、労使双方が歩み寄れるよう引き続き歩み寄れるような慎重な審議にしたいと考えます。当方としては、金額でかなり歩み寄りに尽くしたところではありますが、想定外のものと感じております。という使用者側委員のご発言でございました。

それでは、これから労・使分かれて頂き個別に検討していただきますので、非公開とし、休会とさせていただきます。よろしくをお願いします。

その前に、この全体会議の場で、何かご発言があればお受けしたいと思います。

何かご意見はございますか。

よろしいですか。

それでは休会といたします。

— 傍聴人、退出 —

— 労使個別協議会場へ —

— 全体会議場へ集合 —

— 傍聴人、入場 —

(部会長)

お集まりいただきましたので、全体会議に戻りまして再開いたします。

長時間に亘りご検討いただき、本当にありがとうございました。

労側、使側双方の主張の要旨につきまして説明をいただきます。

まず、使用者側委員をお願いします。

(中村委員)

使用者側代表いたしまして私の方からお話をさせていただきます。

ですが、もうあまり話すこともあれですけれども、連日4日間に亘り本当に例年以上にですね議論を尽くさせていただいた4日間かなと思います。そのへん関係各位の皆様お疲れさまでした。ありがとうございます。

振り返ってみますと、正直私もいろんな意味で経験の無い展開で進んでいったのかなあと。いずれにしても当初から中央のお話にもあったように、今回昨年もそうですが、昨年以上に生計費、価格転嫁というところに非常

にクローズアップした年になったのかなというのをすごく思っております。ただ、ある意味そこはかなり引っ張られてしまったなというのが正直なところではあります。

今から採決の方を取っていただくと思うのですが、我々も再三申し上げていますように、やはり我々が基本に立ち返って考えていかなきゃならないのは、やはり地場の中小小規模事業者の置かれている状況を踏まえた中で、当然ですけれども最低賃金の審議に当たって重要である3要素の中で、我々としては、毎年申し上げますが、やはり企業の支払能力という部分を考えていきかけたところではあります。

確かに色々なデータいただいて、今日も追加のデータいただいたところで、この色々な指標を見ていると、確かにデータ上は数字的には悪くない数字であるのは間違いございません。当然ご承知のように、今春闘においても昨年以上の、私共の調査でもそうでしたけれど、上回っているという部分においては、それはその通りではありますが、ただ一方では、それが全てではなくって、やはり私共企業の中でもそうでしたが、本当にできなかったというところが実はあるというのも。その中で、春季労使交渉というのは労使で決めることであるので、法律ということではございません。そのため、上げたことに越したことはないのですが、体力的に難しいところはゼロ回答のところもあったと先程お話しさせていただきましたが、それはそういう部分で対応は法律的に触れているわけではありません。今議論をさせていただいている最低賃金というのは、これは当然法律ですので、そこに対応できなかったところであっても、これは当然遵守していかなくてはならないというところは、厳しさが本当に増していくということを、凄く懸念します。

また、月曜日の本審でも最後にお話しをさせていただかなあかんと思うのですが、そういう部分において、そういうところにちゃんと本当の中小企業小規模事業所に対する更なる支援、様々な支援が必要不可欠というのは、例年以上にお願いをしていかないといけないのかなというふうに切に思うところでもあります。

本当に凄い4日間というのが正直なところで、今から採決を取って実際には週明けに最終を迎えるので、まだ正式な話ではないのですが、先の話になりますが、来年以降どうなっていくのかなというのが正直すごく不安というか、まとまりのないお話で申し訳ないのですが、正直今思った感想というか、そういうところがございます。いずれにしても本当に皆さんご配慮いただいた事にお礼を申し上げたいなど。

ただ、最後に申し上げますが、当然労側さんの意見も十分理解もできません。が、我々の意見も十分汲み取っていただきたいなど。そこはやっぱりお願いをしておきたいなというところがございます。以上でございます。

(部会長)

ありがとうございます。

労働者側委員お願いいたします。

(廣瀬委員)

連日に亘る長時間に亘るご審議、公益側、使用者側、労働局、皆様に対して感謝申し上げます。ありがとうございました。

ただですね、議論の中でやはり使用者側の委員からもございましたけれども、今年度は生計費、物価高が非常に大きい中で、労働局にも新たに津市におきます頻繁に購入する7品目についての消費者物価指数を追加で出させていただきました。そちらの方でもですね、上昇率6%という非常に大きな物価上昇があるということも踏まえまして、やはりそういった生計費、最賃近傍で働いている皆さんにとっての最賃の意味、生活をしていく上で、上げていく必要性があるというような根拠を示したうえで主張はさせていただきました。

また、連合三重の春闘における結果ですね、こちらのほう我々は、三重県内で働く全ての方々に波及をさせていただく必要があることも、繰り返し述べさせていただきました。

中央の方では、今回、目安に対しまして、目安を示すにあたり、目安は示しますが地方での自主性を発揮することを強く期待するという文言を明記をしていただいた中での審議ではあったのですが、結果としてこういった主張が、なかなかご理解いただけなかったのかというふうに、非常に残念な審議結果になってしまったという思いはあります。

なので、来年以降のお話がありましたけれども、他県の状況もこれから出てくると思います。目安に対して他県がどういった状況になるのかということも踏まえて、来年以降ですね、審議会の在り方もちょっと考え直していく必要があるのかなというふうに考えています。連日に亘るご審議本当にありがとうございました。

(部会長)

ありがとうございます。

労側、使側それぞれのご意見をお聞きし、公益委員としましても微力ながら調整させていただきましたが、合意点を見出すことができませんでした。

また、これ以上審議を重ねても、労使双方の歩みよりは期待できないと判断しましたので、公益委員としては、公益案を示させていただき、採決を採らせていただきたいと思います。

公益案は、現行の三重県最低賃金を50円引上げ、1,023円です。

採決に至る理由としては、先程の各委員のご意見も色々ございましたが、中央最低賃金審議会から示された目安の答申内容を十分参酌し、調査審議に特段の配慮をした上で、総合的に公益として判断させていただいたものでございます。

それでは、この公益案で採決を取らせていただきます。

この案に賛成の方は挙手をお願いします。

・賛成 5 名（労側 0 名 使側 3 名 公益 2 名）

この案に反対の方は挙手をお願いします。

・反対 3 名（労側 3 名 使側 0 名 公益 0 名）

賛成多数により、この公益案を本専門部会における結審としてお認めいただきたいと思いますので、事務局の方で本審への報告書(案)の作成をお願いします。

#### — 事務局報告書(案)作成 —

(部会長)

先程の採決が報告書(案)としてまとまりましたので、確認のため事務局の方で朗読をお願いしたいと思います。

#### — 室長 報告書(案)朗読 —

(部会長)

ありがとうございました。

この報告書(案)についてご意見はございませんか。

ありがとうございます。

ご了解いただきましたので、この報告書を本専門部会における結論として、本審の方へ報告させていただきます。

非常に長時間金額検討等を重ねていただきましたが、我々公益の調整不足もございまして合意点に達することができなかったことを大変残念に思います。

これで本専門部会を閉会とさせていただきますが、事務局から連絡事項等ございましたら、お願いいたします。

(指導官)

それでは、最後に、労働基準部長から御礼の挨拶をさせていただきます。

(労働基準部長)

本日は、ご多忙のところ、また、大変暑い中を第4回三重県最低賃金専門部会にご

出席いただきありがとうございました。

さて、三重県最低賃金の金額改定につきましては、この専門部会にて審議を進めていただきました。

また、7月25日に中央最低賃金審議会から示された目安の答申内容を十分参酌いただきまして、県下の諸情勢等を踏まえ本日まで慎重なるご審議を尽くしていただきました。

審議の結果は、双方共に、極めて厳しい情勢の下で、労側反対の最終結審ではございましたが、部会長始め各委員のご尽力に感謝申し上げます。

簡単ではございますが、御礼のご挨拶といたします。

(部会長)

その他についてはよろしいですか。

専門部会委員の皆様には、精力的かつ大変真摯にご審議いただきありがとうございました。改めて公益からお礼を申し上げます。

以上をもちまして閉会とさせていただきます。長時間に亘りありがとうございました。お疲れ様でございました。

( 皆 )

お疲れさまでした。ありがとうございました。

以上